

# 石川県公報

令和4年9月20日

第13542号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
公告	公安委員会
○公共測量実施公告（監理課） 1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 2
○令和4年度砂利採取業務主任者試験公告（河川課） 1	

## 公告

### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月20日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 （基準点測量、水準測量、平面測量、縦断測量）	令和4年9月14日から 同年11月30日まで	白山市長島町、上柏野町

### 令和4年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月20日

石川県知事 馳 浩

- 試験の日時  
令和4年11月11日（金） 午前10時から正午まで
- 試験場  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁行政庁舎14階 1408会議室
- 出願に関する書類の受付期間  
令和4年10月3日（月）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、同日までの消印があるもの限り受け付ける。）
- 出願に関する書類の提出先  
各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課
- その他  
試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第108号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表103の項、104の項及び126の項を次のように改める。

103	国道157号	金沢市有松2丁目2番50号先（有松2丁目交差点）	有松交差点方向から泉本町1丁目方向への右折	自動車（二輪を除く。）	7：30から8：30まで（土、日曜日、休日を除く。）
104	市道有松2丁目線9号	金沢市有松2丁目9番16号先（有松2丁目交差点）	有松2丁目方向から泉本町1丁目方向への直進	自動車（二輪を除く。）	7：30から8：30まで（土、日曜日、休日を除く。）
126	国道157号	金沢市泉本町1丁目1番地2先	横川交差点方向から泉3丁目方向への左折	自動車（二輪を除く。）	7：30から8：30まで（土、日曜日、休日を除く。）

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

241	市道浅川20号田上本町線15号、35号	金沢市田上本町4丁目13番地先から金沢市田上本町2丁目182番地先まで	約470メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
-----	---------------------	-------------------------------------	----------	------------	----	------------------------

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表155の項、167の項及び218の項を次のように改める。

155	市道1級幹線25号田上本町線、市道浅川20号田上本町線3号、4号、42号、47号、48号	金沢市田上本町3丁目39番地2先から金沢市田上本町3丁目158番地2先まで	約2,370メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
167	主要地方道金沢小松線、主要地方道金沢鶴来線	金沢市額谷町ホ16番1先から金沢市四十万町ユ3番地先まで	約1,870メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
218	市道2級幹線371号線田上本町線、市道2級幹線303号田井・田上線	金沢市田上町ナ108番地1先から金沢市朝霧台1丁目42番地先まで	約1,080メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表101の項を次のように改める。

101	主要地方道金沢鶴来線	白山市曾谷町へ1番先から金沢市四十万町ユ3番先まで	約540メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
-----	------------	---------------------------	----------	------------	----	-------------------------

別表第13 (車両通行帯) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

38	一般県道荒木田原町線	加賀市熊坂町オ253番1先から 加賀市熊坂町オ253番1先まで (細坪町方向から熊坂交差点に至る方向)	3本	約30 メートル
39	国道8号	加賀市熊坂町オ229番地1先から 加賀市熊坂町オ229番地1先まで (福井県あわら市方向から熊坂交差点に至る方向)	3本	約30 メートル
40	主要地方道加賀インター線	加賀市熊坂町オ220番地先から 加賀市熊坂町オ220番地1先まで (三木町方向から熊坂交差点に至る方向)	3本	約30 メートル

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

39	一般県道荒木田原町線	加賀市熊坂町オ253番1先から 加賀市熊坂町オ253番1先まで (細坪町方向から熊坂交差点に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
40	国道8号	加賀市熊坂町オ229番地1先から 加賀市熊坂町オ229番地1先まで (福井県あわら市方向から熊坂交差点に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
41	主要地方道加賀インター線	加賀市熊坂町オ220番地先から 加賀市熊坂町オ220番地1先まで (三木町方向から熊坂交差点に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 大聖寺警察署管内の表6の項を次のように改める。

6	国道8号	加賀市熊坂町オ220番地先から 加賀市熊坂町オ220番地1先まで (小松市方向から熊坂町交差点に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
---	------	---	-------------	----	----	---

